

事務事業名	生活保護支給事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 生活支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-6063		
施策名	4	低所得者福祉の充実				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	生活保護法					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和21 年度～）			
予算科目	1.一般会計	3.民生費	3.生活保護費	2.扶助費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	・生活困窮者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するため、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を行うものである。 ・原則として、本人申請により、厚生労働大臣の定める基準にしたがって最低生活費を計算し、要保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地など、必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす保護費を支給するとともに、その自立を助長する。 ・社会福祉法第16条は、1人のケースワーカーが担当する世帯数は80世帯を標準と定めている。								

① 手段（主な活動）

① 手段（主な活動） 28年度実績 面接・相談・他法施策活用の助言 - - - 保護申請 - - - 各種調査及び 照会 - - - 保護決定 - - - 保護費の支給 - - - 各課との連絡調整 - - - 家庭訪問等による生活状況の把握及び生活指導 - - - 援助方針の樹立 - - - 各種支援 29年度計画 28年度と同じ	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア	相談件数	件	274	245	265	311	311
	イ	保護決定世帯数	世帯	105	111	90	66	66
	ウ	保護廃止世帯数	世帯	70	72	88	91	91
	エ	延訪問指導回数	回	2,484	2,456	2,411	2,397	2,500
	オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 生活に困窮し保護を必要とする状態にある世帯	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア	要保護世帯数	世帯	600	635	636	614	614
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 必要な保護を行い、最低限度の生活の保障をするとともに、その自立を 助長する。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア	受給世帯数	世帯	600	635	636	614	614
	イ	就労により自立した世帯数	世帯	23	15	16	19	25
	ウ							
	エ							
	オ							
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 適正な保護の実施	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア	生活保護業務の適正実施割合	%	100	100	100	100	100
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移				単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	900,929	896,718	995,940	1,025,376	1,000,307
			県支出金	千円	8,161	6,908	1,794	1,048	3,000
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	276,193	363,868	260,760	218,939	340,498
	人件費	事業費計 (A)		千円	1,185,283	1,267,494	1,258,494	1,245,363	1,343,805
		正規職員従事人数	人	8	9	9	9	9	
			延べ業務時間	時間	16,111	16,979	15,237	16,877	16,877
		人件費計 (B)		千円	65,475	71,668	63,843	70,090	70,090
	トータルコスト(A)+(B)		千円	1,250,758	1,339,162	1,322,337	1,315,453	1,413,895	

①その事務事業を開始	生活困窮者に対し
------------	----------

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	生活困窮者に対する最低生活保障などを目的とした生活保護法が、昭和21年に施行されたことに伴って実施された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・平成20年の世界金融危機以後、厳しい雇用情勢によって失職による相談・申請が増加し、生活保護世帯が増加した。 ・必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うため、平成25年に生活保護法の改正が行われた。 ・生活保護費の削減対策として就労による自立を図るため、ケースワーカーによる就労支援に加えて平成25年度から就労支援員を雇用し、就労支援の強化を図っている。 ・平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者が、生活保護に至る前の段階（第2セーフティネットワーク）で自立できるよう、必要な支援を行う事業を開始した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	生活保護受給世帯数の増加、生活保護費の増額に対する懸念が、議会等から寄せられている。

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 生活保護法に基づくものであり、施策に結びついている。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 生活保護法に基づくものであり、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 生活保護法の規定により、対象者等は定められている。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 生活保護法の規定に基づき適正に実施している。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 生活保護法による事務事業のため、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 生活保護法に基づく制度であり、支給等の要件は定められており、削減できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しており、人件費の削減余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 生活困窮者を対象として必要な保護を行うものであり、公平、公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								